



発行日 2016.10.11

vol. 1

News Letter

おくんちも終わり、秋深くなって参りましたが、皆様いかがお過ごしでしょうか。

この度、岩永法律事務所ではニュースレターをリニューアルし、皆様にお届けする運びとなりました。年4回程度の発行を予定しておりますので、ご愛読頂けましたら幸いです。

同一労働 同一賃金

文責 弁護士 岩永 隆之

○同一労働同一賃金の原則とは？

本年6月2日、安倍内閣は、「ニッポン一億総活躍プラン」を閣議決定し、この中で「同一労働同一賃金の実現に向けて、我が国の雇用慣行には十分に留意しつつ、躊躇なく法改正の準備を進める」ことを明らかにしました。

「同一労働同一賃金の原則」とは、同一の仕事に従事する労働者には、同一水準の賃金が支払われるべきであるという原則で、安倍内閣の方針は、正規雇用と非正規雇用との差を解消しようとするもののようです。

これから法改正の準備を進めるということですから、現時点では、「同一労働同一賃金の原則」は存在しないと一般に考えられていました。これまでの裁判例でも、長期雇用労働者と短期雇用労働者とは雇用形態が異なっている以上、賃金体系が異なっても不合理ではないと判断されるのが一般的でした。

○東京地裁の裁判例の登場

ところが、同一労働同一賃金の原則を肯定するような裁判例が言い渡されました。東京地方裁判所平成28年5月13日判決です。

事案は次のようなもので、ごくありふれています。

目次:

労働.....	1
反社会的勢力対策	3
新任弁護士のご挨拶	5
研修会のご報告	6
法律相談のご案内	6

定年後に嘱託社員として1年契約で再雇用されたトラック運転手らが、正社員と同一の仕事なのに賃金に2～3割の格差があるのは違法であると主張したという事件です。これについて、東京地裁は、「特段の事情がない限り、同じ業務内容にもかかわらず賃金格差を設けることは不合理である。」として会社に対して、正社員と同一の賃金の支払いを命じました。

裁判所が根拠としたのは、労働契約法20条です。

(労働契約法20条)

有期労働契約を締結している労働者の労働契約の内容である労働条件が、期間の定めがあることにより同一の利用者と期間の定めのない労働契約を締結している労働者の労働契約の内容である労働条件と相違する場合においては、当該労働条件の相違は、労働者の業務の内容及び当該業務に伴う責任の程度（以下この条において「職務の内容」という。）、当該職務の内容及び配置の変更の範囲その他の事情を考慮して、不合理と認められるものであってはならない。

○定年後再雇用では賃金を下げるのが一般的では？

厚労省のパンフレットでも、「定年後に有期労働契約で継続雇用された労働者の労働条件が定年前の他の無期契約労働者の労働条件と相違することについては、定年の前後で職務の内容（業務の内容および当該業務に伴う責任の程度）、当該職務の内容及び配置の変更の範囲等が変更されることが一般的であることを考慮すれば、特段の事情がない限り不合理と認められないと解される」とされています。

つまり、定年後再雇用でありさえすれば、ただちに賃下げができるというわけではなく、職務の内容や責任の程度が変更されることを前提とすれば、不合理であるとは言えないとしているのです。

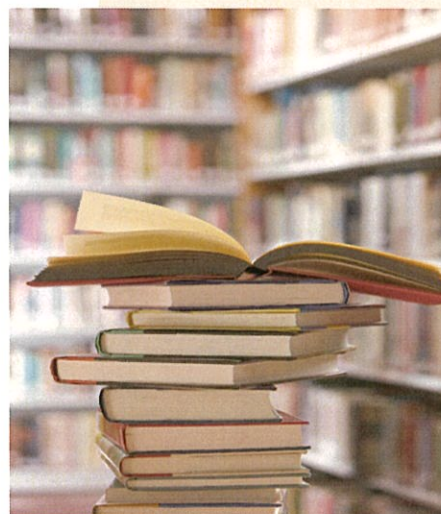
ということは、本件裁判例のように、定年の前後でまったく職務内容や責任の程度に変化が無いような場合には、労働契約法20条に違反するということになりそうです。

これを「同一労働同一賃金の原則」と呼ぶかどうかは、ネーミングの問題に過ぎず、条文の法解釈上は、十分にあり得る判決ということになりそうです。

○会社の対策は？

東京高裁がどのように判断するか、また、法改正の動きも今後注目されると思いますが、いずれにせよ、同一労働同一賃金の原則が採用される方向にあることは間違いありません。

そこで、会社としては、単に、定年後再雇用だから、あるいは短期雇用だからというだけで正社員よりも賃金水準を低くするというのではなく、職務の内容や責任の程度にも差異を設けるように注意する必要があるようです。



反社会的勢力対策(暴排条項)

文責 弁護士 力武伸一

1. はじめに

最近、三大メガバンクの一つであるみずほ銀行がいわゆる反社会的勢力との多数の取引を行い、その問題を把握した後も長期間放置していたことから、金融庁から業務改善命令を受けたことがニュースになったことがありました。

このような反社会的勢力の問題は、企業の規模に関わらず、起こりうる問題であり、むしろ、わが国の企業体のうち99.7%を占めるのは中小企業・小規模事業者（以下「中小企業等」といいます。）であることに照らすと、中小企業等における反社会的勢力対策の必要性はより高いものといえます。

今回は、反社会的勢力対策の一つとして、暴排条項についてご説明いたします。

2. 暴排条項の意義

いわゆる暴排条項とは、契約書や取引約款等で、取引等の相手方が反社会的勢力に該当しないことを表明させた上で、仮に、取引開始後にこれが発覚した場合には、契約を解除できる旨等を定めた条項をいいます。



3. 暴排条項を導入する根拠

各都道府県の暴排条例では、契約時における措置として暴排条項を契約書に盛り込むことを努力義務としています。長崎県では、長崎県暴力団排除条例第25条第2項が努力義務を事業者に課しています。

長崎県暴力団排除条例

第25条（契約時における措置等）

- 2 事業者は、その事業活動に係る契約を書面により締結する場合において、当該契約の内容が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資することとなることが判明したときは、催告をすることなく当該契約を解除することができる旨を定めるよう努めなければならない。

4. 暴排条項の機能

暴排条項の機能としては、以下のものが挙げられます。

（1）契約解除の機能

契約締結後に契約の相手方が反社会的勢力であることが判明した場合に解除し取引関係の速やかな解消を図ることができます。

（2）反社会的勢力に対するけん制

取引関係を生じさせようとする相手方が反社会的勢力であった場合、暴排条項があれば契約の相手方に対して、取引関係に入った後に当該契約を解除されるリスクや損害賠償を請求されるリスク等を認識させ、反社会的勢力が取引関係に入ることを躊躇させて、結果として反社会的勢力との取引関係の発生自体を防止することができます。

5. 暴排条項のひな形

暴排条項のひな形の一例として以下のようなものが挙げられます。

第〇条（反社会的勢力の排除）

- 1 甲及び乙（甲又は乙が法人の場合は、代表者、役員又は実質的に経営を支配する者）は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにか一にも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証する。
 - （1）暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - （2）暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - （3）自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - （4）暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - （5）役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2 甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれか一にでも該当する行為を行ってはならない。
 - （1）暴力的な要求行為
 - （2）法的な責任を超えた不当な要求行為
 - （3）取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - （4）風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - （5）その他前各号に準ずる行為
- 3 甲及び乙は、相手方が前二項のいずれか一にでも違反した場合は、相手方の有する期限の利益を喪失させ、また、通知又は催告等何等の手續を要しないで直ちに本契約を解除することができるものとする。
- 4 甲及び乙は、前項に基づく解除により解除された当事者が被った損害につき、一切の義務及び責任を負わないものとする。

新任弁護士あいさつ

初めまして。今年度から新しく岩永法律事務所に入所致しました、弁護士の新富崇央と申します。

入所してから早くも半年が過ぎましたが、大好きな長崎の地で、憧れていた弁護士の仕事ができる喜びを日々感じております。

私は、佐賀県佐賀市で生まれ、高校まで佐賀市で過ごしました。高校、大学の頃は、世界史の教員になることを志望しておりました。自分は教員になるものと思って大学時代を過ごしてたのですが、少年非行や家族問題を研究テーマとしている大学のゼミに所属したことがきっかけとなり、弁護士の仕事に憧れるようになりました。そのようなことから、法科大学院に進学し、運良く、弁護士になることが出来ました。

長崎での司法修習中、このまま長崎で弁護士ができればいいなと思っていたところ、岩永隆之先生、力武伸一先生の弁護活動を実際に拝見する機会に恵まれ、もし私が依頼者の側だったら、本当に心強いと思うだろうと感じたことで、当事務所への入所を希望しました。

小さな頃から、長崎バイオパークやハウステンボス、九十九島等へ行くのが家族旅行の定番コースで、長崎と聞けばそういう楽しい思い出ばかりが蘇ります。司法修習中は、長崎の海に惚れ込み、趣味の海釣りに勤しんでいました。

実際に長崎に住み発見したことは、他の地方都市と異なり、長崎の商店街が活気に満ちていることです。昔から長崎に住まわれている方にお聞きすると、「これでも大分寂しくなったんだよ」とお答えになりますが、佐賀の商店街の現実を目の当たりにしてきた私にとっては、大変羨ましい限りです。恐らく、その笑顔と活気の裏には、この活気を失わせまいとする大変な努力があるのだと思います。

もともと私は、身近な法律问题である離婚、相続、あるいは少年事件等の分野に強い弁護士になりたいと思っておりましたが、長崎に来てから、そのような地域経済に貢献できるような仕事もしてみたいと思うようになりました。

私は、弁護士としては未だ駆け出しの身ですが、一日も早く、皆様に心から信頼して頂ける弁護士になることを願っております。精一杯努力致しますので、今後ともご指導ご鞭撻の程、どうか宜しくお願い申し上げます。



研修会のご報告

去る9月10日に当事務所の研修会を開催致しました。
当事務所では新しく入所した事務員への勉強会とベテラン
事務員へのブラッシュアップを目的とした研修会を定期的
に行っており、今回も法律・一般民事・家事・刑事事件の
基礎や交通事故、相続などについて、理解を深めました。

今後も定期的に研修会を開催し、皆様のお役に立てるよ
う精進していく所存です。



法律相談のご案内

FAX、Eメールでもご相談を承っております。また、法律顧問にご興味をお持ちの方がいらっしゃいましたら、是非、この機会にご紹介ください。ニュースレターに同封しております「お問い合わせシート」「ご紹介シート」をご利用頂き、必要事項をご記入の上、当事務所までお送りください。

〈送信先〉

FAX番号 095-829-2121

Eメール iwanaga-ta@ace.ocn.ne.jp



岩永法律事務所

岩永法律事務所

〒850-0032 長崎市興善町4番5号 カクヨウBLD5階

無料法律相談のお電話はこちら

☎ 095-829-2120

メールの場合はこちら

iwanaga-ta@ace.ocn.ne.jp